

＼ 地域における / 男女共同参画推進 BOOK



あいさつ

このたび、皆様には、富山県男女共同参画推進員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

少子高齢化・人口減少が進行し、地域社会、家族形態など、私たちの社会環境は刻々と変化しています。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が人々の生活様式、価値観や経済社会構造を変革させるなど、先行きが不透明で将来の予測が難しい時代を迎えています。

これからの時代は、収入や健康といった外形的な価値だけでなく、自己実現や周囲の人間関係、地域社会とのつながりなども含めて、自分らしくいきいきと生きられることなど、主観的な幸福度を重視した「ウェルビーイング」(真の幸せ)を目指すことが、意欲を高め、活動を活性化させ、本県の社会・経済の活力をさらに高めていくものと考えています。

性別にかかわらず社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現は、県民の皆様のウェルビーイング向上のために欠かせません。

県では、これまでも富山県男女共同参画推進条例や、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの基本目標を柱とする富山県民男女共同参画計画(第4次)に基づき、推進員の皆様と共にさまざまな取組みを進めてまいりました。

また、本年3月には、新たに富山県女性活躍推進戦略を策定したところであり、県内企業の皆様とともに、女性が生活しやすく、働きやすい、活躍できる環境整備を一層進め、企業の成長と富山県の持続的な発展、そして、県民の皆様のウェルビーイング向上を目指します。

「男女共同参画社会」の実現には、行政のみならず、県民の皆様のご理解と積極的な参画が不可欠であり、推進員の皆様の活動が大変重要です。

皆様には、男女共同参画の普及啓発など、地域活動の核として活発な取組みを展開いただきますよう、心から期待しています。

県としましても、推進員の皆様とワンチームとなって、性別にかかわらず、一人ひとりが笑顔と希望に満ちあふれ、チャンスがあり、夢を叶えることができる、ワクワクすることがたくさんある富山県の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和4年5月

富山県知事 新田 八朗

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

地域における男女共同参画推進 BOOK 目次

あいさつ

I 富山県男女共同参画推進員の皆様へ

- 1 富山県男女共同参画推進員をお願いするのは 1
- 2 男女共同参画推進員に期待する役割 1
- 3 男女共同参画推進員の活動 4
- 4 ボランティア活動中の事故に備えて 5

II 男女共同参画社会とは

- 1 なぜ今、“男女共同参画” 7
- 2 男性にとっての“男女共同参画” 10
- 3 男女共同参画に関するQ & A 11

III 男女共同参画社会の実現に向けてのこれまでの取組み

- 1 国際的な取組み 17
- 2 国における取組み 18
- 3 富山県における取組み 20
- 4 富山県民共生センターにおける取組み 22

IV 男女共同参画の推進体制 23

V 実践しよう！～HOW TO編～

HOW TO ①富山市連絡会	ファミリー料理教室	25
HOW TO ②高岡連絡会	女と男のパートナー会議「女性にやさしいまちづくり」	27
HOW TO ③射水市連絡会	オレンジキャンペーン in 射水～がんばる女性をみんなで応援～	29
HOW TO ④魚津連絡会	オレ流家事育児フォトコンテスト	31
HOW TO ⑤氷見連絡会	防災意識を高めるために	33
HOW TO ⑥滑川市連絡会	地域のイベントを通しての啓発活動	35
HOW TO ⑦黒部市連絡会	終活セミナー「初めて聞く相続の話」	37
HOW TO ⑧砺波市連絡会	DV防止街頭啓発活動	39
HOW TO ⑨小矢部連絡会	おやベイクボスプロジェクト活動	41
HOW TO ⑩南砺市連絡会	男女共同参画推進啓発チラシの作成	43
HOW TO ⑪舟橋村連絡会	男女共同参画の推進 PR について	45
HOW TO ⑫上市町連絡会	がんばれ！宮川っ子～自分らしさを大切に～	47
HOW TO ⑬立山町連絡会	男女共同参画推進条例作成～施行	49
HOW TO ⑭入善町連絡会	いきいき百歳体操でコロナ禍を乗り切りましょう	51
HOW TO ⑮朝日町連絡会	老若男女共同参画で地域の防災力を高めよう！（勉強会）	53
令和3年度	連絡会による活動実績一覧（抜粋）	55

～資料編～

1	富山県男女共同参画推進員に関する要綱	57
2	主要な相談窓口及び施設一覧	59
3	県・市町村等男女共同参画担当窓口一覧	67
4	キーワード	68

《法令関係》

1	男女共同参画社会基本法	72
2	富山県男女共同参画推進条例	78

《年表》

世界・国・富山県の動き	81
-------------	----

1 富山県男女共同参画推進員をお願いするのは

1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、女性の社会的地位の向上を図るための取組みが全国的に進められ、男女雇用機会均等法の成立（1985年（昭和60年））や男女共同参画社会基本法の公布・施行（1999年（平成11年））など法制上の整備をはじめ、あらゆる分野への女性の参画の推進等に大きな成果をみることができました。

富山県では、これまで1981年（昭和56年）に「婦人の明日をひらく富山行動計画」、1987年（昭和62年）に「21世紀をめざすとやま女性プラン」、1992年（平成4年）に「新とやま女性プラン」、1997年（平成9年）に「とやま男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画への取組みを積極的に進めてきました。さらに、2001年（平成13年）4月には「富山県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年11月には「富山県民男女共同参画計画」を策定（以下「男女共同参画計画」という。）、3度の見直しを経て、2018年（平成30年）3月に男女共同参画計画（第4次）を策定しました。また、2022年（令和4年）3月には、「富山県女性活躍推進戦略」を策定しました。現在は、これらに基づき各種施策の推進に取り組んでいるところです。

一方で、男女共同参画の推進は、行政だけがどんなに積極的に進めたいと考えてもできるものではありません。依然として残っている男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの問題としてよく知り、考え、行動することにより県民一人一人の意識改革を行わなければ、本当に生活に根ざした“男女共同参画社会”にはつながらないのです。

「富山県男女共同参画推進員」（以下「推進員」という。）の制度は、条例第15条に規定され、「男女共同参画計画」の地域での実践の核として位置づけられています。

家庭・職場・地域等、社会のあらゆる分野に存在する問題を解決し、地域社会との連携を深めながら男女共同参画計画を地域において推進していただくため、皆さんに推進員をお願いすることにしたものです。

2 男女共同参画推進員に期待する役割

推進員に期待する役割には、次の4つがあります。

- (1) 男女共同参画計画の普及・啓発
- (2) 男女がともに協力して実施する地域活動の推進
- (3) 男女共同参画に関する施策推進への協力
- (4) 男女平等にかかわる相談及び相談機関の紹介

それぞれの内容は

(1) 男女共同参画計画の普及啓発

男女の役割を固定的に考える意識は、古くからの伝統や習慣によるところが大きく、人々の意識や社会状況の変化にもかかわらず、依然として根強いものがあります。固定的な考え方を解消するには、まわりの「環境」について、客観的（中立的）な情報を把握し、問題解決に向けて効果的に活動することが必要となってきます。

ア 県等で製作する男女共同参画に関する啓発紙やパンフレットを各種関係団体の会合の機会や近所の方々に配布して啓発していただくこと。

イ 各種関係団体の会合に出席する機会を積極的に持ち、男女共同参画に関する話をして、PRに努めていただくこと。

口コミは、非常に効果のあるPR手段です。皆さんの一言が、男女共同参画社会の実現へとつながっていきます。

ウ 市町村の担当課や各種関係団体と相談のうえ、地域やグループ単位で男女共同参画社会に関する学習の機会を計画するよう努力していただきたいこと。

推進員がコーディネーターとして各種団体や公民館などに働きかけて、様々な立場の人が企画、運営、参加して取組みのネットワークを広げていくことも重要な啓発活動です。

会場の設定と地域住民の方々への呼びかけをしていただければ、県から講師を派遣あるいは紹介します。

エ その他、啓発活動にはいろいろありますが、女性の政治参画の機会を確保するため、市町村の審議会への女性の登用をお願いするとともに、参画に必要な能力を育てる機会を持つことも大切なことです。

(2) 男女がともに協力して実施する地域活動の推進

地域では、女性の活動が必ずしも正しく評価されなかったり、家事・育児への参加割合などに男女の固定的役割分担意識が残っていたりすることなどから、男女の参画の様態に違いが見られることがあります。今後は活動に対する目的意識を明確にし、男女が共に協力して実施していくことが必要です。

また、これまで女性があまり取り組まなかった分野での活動や意思決定過程への参画もこれまでに以上に必要になってきます。

ア 地域の課題の把握

地域での活動にあたっては、生活体験等を活かしながら、男女共同参画社会づくりにかかわる地域の課題を把握し、その解決のための方策を市町村推進員連絡会ごとにみんなで考え、実施していくことが大切です。

イ 関係団体との連携

各関係団体・グループ等との十分な連携を取りながら、活動がより円滑に実施されるよう進めてください。

(3) 男女共同参画に関する施策推進への協力

ア 推進員の皆さんの研修会への参加

県では、推進員の方々に男女共同参画の推進に必要な事項について知識を深めていただくために研修会を開催します。

イ 男女共同参画に関する学びのための行事への参加

県や市町村で進められている男女共同参画に関する学びのための諸行事へ積極的に参加・協力していただくとともに、地域の方々への参加の呼びかけをお願いします。

ウ 男女共同参画に関する意見や提言

日頃から地域の人々とのコミュニケーションを密にし、男女共同参画にかかわる意見や提言があった場合、必要に応じて県に連絡をお願いします。

(4) 男女平等にかかわる相談及び相談機関の紹介

推進員の皆さんには、身の回りに起こる女性・男性にかかわる諸問題についての相談に応じていただき、その解決へのアドバイスをお願いします。地域の会合などの機会を相談の場として生かしましょう。

ア 相談の範囲

身の回りにある女性・男性にかかわる問題は、多種多様です。

推進員の皆さんには、相談内容をよく聞いていただき、解決を要する問題であるかどうかを判断したうえ、専門の窓口（59頁「主要な相談窓口及び施設一覧」参照）の紹介をお願いします。また、推進員の皆さんに悩みを打ち明けるだけで解決する場合がありますので、そのような場合は相手の話をじっくり聞いてあげてください。

イ 自分で処理できない相談

どこへ相談したらよいかわからない場合は、市町村の推進員担当窓口または県女性活躍推進課に連絡し、お問い合わせください。

（67頁「県・市町村等男女共同参画担当窓口一覧」参照）

以上が「富山県男女共同参画推進員に関する要綱」（57頁）第2条に沿った、推進員の皆さんに期待する役割です。皆さんの活動の一つ一つが社会をより良いものに築きあげていく力を生み出します。

女性・男性を問わず、一人でも多くの県民に呼びかけ、働きかけて男女共同参画社会の形成に向けて着実な歩みを進めていきましょう。

3 男女共同参画推進員の活動

推進員の活動は次の3つに大別されますが、それぞれの活動に主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(1) 地域における活動

- ・ 男女共同参画のための普及啓発
- ・ 各種地域活動の取組み
- ・ 男女共同参画に関する行政施策への協力
- ・ 女性・男性にかかわる諸問題に対する相談及び相談機関の紹介

(2) 市町村連絡会における活動

- ・ 男女共同参画推進事業の実施
- ・ 各種関係団体との連携における各種行事
- ・ 定例会などの開催による情報交換等

(3) 県主催の研修会等への参加

- ・ 研修会への参加

4 ボランティア活動中の事故に備えて

皆さんのボランティア活動中の万一の事故に備えて、推進員の皆さんにボランティア活動保険に加入していただき、安心して活動に取り組めるようにしています。

(1) ボランティア活動保険の内容

この保険は、ボランティア活動中に、①ボランティアがケガをした場合の「ケガの補償」と②第三者の身体または財物に損害を与えた場合に賠償金を払う「賠償責任の補償」をセットにしたものです。

(2) 対象となるボランティア活動とは

日本国内における「自発的な意思により、他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」です。

*活動には、活動のための学習会または会議などを含みます。

(3) 補償の対象となる事故と支払われる金額

①ケガの補償

ボランティアがボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金が支払われます。

- 例
- ・ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
 - ・ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。
 - ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

☆支払われる金額

死亡保険	ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に不幸にして亡くなられたとき、1,040万円が支払われます。
後遺障害保険金	ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とし後遺障害等級に応じて1,040万円までが支払われます。
入院保険金	ケガのため入院したとき、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき6,500円が支払われます。
通院保険金	ケガのため通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、通院日数1日につき4,000円が支払われます。ただし、入院保険金を支払われている場合や、通院保険金を支払われる期間中に新たなケガをした場合でも、重複しては支払われません。
手術保険金	事故の日からその日を含め180日以内にケガの治療のために病院または診療所において手術を受けたとき、入院中の手術の場合は65,000円、外来の手術の場合は32,500円が支払われます。
特定感染症の補償	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する1類～3類感染症を発症したとき、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が支払われます。発症した日からその日を含めて180日以内に亡くなったときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金として支払います。

②賠償責任の補償

ボランティアがボランティア活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、5億円を限度額として保険金が支払われます。

- 例) ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。
 ・ボランティア活動中、誤って花瓶を落として壊した。

(4) 保険金が支払われない主な例

①ケガの補償

- ・故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・脳疾患、疾病、心神喪失
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見がないもの
- ・地震、噴火、津波
- ・職業または職務に従事している間の事故 など

②賠償責任の補償

- ・故意
- ・心神喪失に起因する事故
- ・自動車、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ・地震、噴火、津波による事故
- ・職業上の職務遂行に直接起因する事故 など

*自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(自動車保険の対象となります。)

(5) 加入手続き

推進員の皆さんの分を取りまとめのうえ、県女性活躍推進課にて一括して加入手続きをします。

(6) 事故が起きたら

ただちに、県女性活躍推進課 (TEL 076-444-3257) まで以下についてご連絡ください。

- ①事故発生の日時、場所
- ②事故の原因、状況
- ③ケガの程度、病院名 (傷害事故)
- ④相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度 (賠償事故)

※事故の発生の日からその日を含めて30日以内に連絡いただけない場合は保険金の支払いができなくなる場合があります

II

男女共同参画社会とは

1 なぜ今、“男女共同参画”

男女共同参画とは、条例第2条第1号により、「**男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うこと**」と定義されています。

すなわち、女性であること、男性であることにかかわらず、「人」としての尊厳が尊重されるとともに、男女が対等なパートナーとして家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、喜びと責任をともに分かち合おうというものです。

国際婦人年（1975年）以来、わが国でも、男女の平等の基本的枠組みである**法制度が整備**されました（→参考1）。

～参考1：法制度の整備～

「個人の尊重」と「両性の平等」を基本理念とした日本国憲法が制定されて、70年余が経過しましたが、この憲法により、性による差別をはじめ、一切の差別が禁じられ、国民一人ひとりが等しく豊かな生活を営むことができる基本的人権が尊重、保障されました。

憲法第13条には「すべての国民は個人として尊重される」とされ、また、第14条には「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。

憲法の制定によって、女性は男性と等しく選挙権や被選挙権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、家庭における夫婦の平等と相互協力の義務、能力に応じて教育を受ける権利、勤労の権利と義務等、憲法の定める国民としてのすべての権利と義務を持つことになりました。

こうした憲法上の基本権に基づいて、諸法令が次のように制定、施行され、女性の法制度上の地位は向上していきました。

1947年3月	教育基本法公布（教育の機会均等や男女共学を規定）
1947年4月	労働基準法公布（男女同一賃金の原則や女性労働者の保護を規定）
1947年12月	改正民法公布（親族編、相続編を根本的に改正。結婚の自由、財産の均等相続などを取り入れ、旧民法の家族制度の規定は全面的に廃止）
1985年1月	国籍法一部改正（父系血統主義から父母両系血統主義に変更）
1986年4月	男女雇用機会均等法施行（雇用分野における男女の均等な機会、待遇の確保）
1992年4月	育児休業法施行（子を養育する労働者の雇用の継続を促進）
1993年12月	パートタイム労働法施行（パートタイム労働者の待遇改善）
1995年10月	育児・介護休業法施行（子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続の促進）
1999年6月	男女共同参画社会基本法公布・施行
2000年11月	ストーカー規制法施行（ストーカー行為の処罰と規制）
2001年4月	配偶者暴力防止法公布・施行（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る）
2003年7月	次世代育成支援対策推進法公布・施行（次世代育成支援対策の推進） ※10年間の時限立法
2003年9月	少子化社会対策基本法施行（少子化対策の推進）
2014年4月	改正次世代育成支援対策推進法施行（法律の有効期限の延長）
2015年9月	女性活躍推進法施行（女性の職業生活における活躍の推進）※10年間の時限立法
2016年6月	民法の一部を改正する法律公布（女性の再婚禁止期間を6か月から100日に短縮）
2018年5月	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行
2018年6月	民法の一部を改正する法律公布（成年年齢の見直し、男女の婚姻開始年齢を統一）
2019年4月	働き方改革関連法順次施行（働き方改革を推進するために8本の労働法を改正）

一方で、家庭での家事や育児の約7割を妻が担うなど、性別による男女の固定的な役割分担は現在でも根強く残っており、このことが女性の活動の広がりを制約する要因となっています。

また、少子高齢化による人口の減少、家族形態や地域社会の変化、経済・雇用情勢など、**社会情勢は刻々と変わってきています（→参考2）。**

このような変化に対応するためにも、固定的な性別役割分担を解消し、男女を問わずすべての人々が、その多様な個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが、社会的な要請となってきています。

～参考2:社会情勢の変化～

○少子高齢化による人口の減少

本県の出生数は1972年（昭和47年）の18,975人をピークに減少傾向にあり、2020年（令和2年）には6,256人となっています。2020年（令和2年）の合計特殊出生率（女性が生涯に生む子どもの数）は1.44（全国1.33）ですが、希望出生率（結婚や子育ての希望が叶った場合の出生率）は1.9となっており、ギャップが生じています。

また、2021年（令和3年）10月現在の本県の人口は1,025,409人で、1998年（平成10年）の1,126,336人をピークに減少傾向が続いています。2021年（令和3年）10月現在の人口における年少人口（0～14歳）の割合は11.2%、老年人口（65歳以上）の割合は33.1%（全国29.1%）ですが、総人口がピークだった1998年（平成10年）は、年少人口の割合は14.4%、老年人口の割合は19.7%であり、少子高齢化が進行していることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年推計）によると、本県の総人口は、2015年（平成27年）の106.4万人から、2025年には99.6万人、2045年には81.7万人へとさらに減少することが見込まれています。

人口の減少は、労働力の減少や消費需要の減少、地域コミュニティの衰退などにつながり、将来の県民生活や地域経済に様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

このようななか、職場や地域など社会のあらゆる分野で女性のさらなる活躍が求められています。

○男性の家事・育児・介護参画の促進

本県の女性の就業率は高く、子どものいる世帯の共働き率も高くなっています。一方、家事・育児・介護に関する性別役割分担意識が依然として強く残り、家庭における女性の負担が大きくなっています。

夫の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高い傾向がありますが、6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間では、本県の夫の家事関連時間は全国平均より短くなっています。これは、本県では常勤労働者の労働時間が男女とも全国平均を上回っていますが、特に子育て期にある男性の労働時間が長いことも原因の1つと考えられます。

職場における働き方改革により、長時間労働の是正や多様な働き方を推進し、家事・育児・介護を男女が協力して分担し、支え合うことが必要です。

○地域社会の変化

少子高齢化の進行や単身世帯の増加等により、地域における課題やニーズが多様化する中で、活力ある地域社会を築くためには、行政だけではなく、住民、NPOなどさまざまな主体の地域活動への幅広い参画を促すとともに、男女がともに支えあう地域づくりを推進することが重要です。

また、女性は自治会・町内会など身近な地域での活動において大きな役割を担っていますが、これらの組織の長や役員に占める女性の割合は全国的に低い水準にあり、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることが必要です。

また、東日本大震災や熊本地震において、避難所などで女性の視点に配慮した対応が不十分であったなどの課題も見られたことから、平常時から、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組みを進める必要があります。

○配偶者等からの暴力（DV）の顕在化

「男女共同参画社会」実現の妨げになっているものの一つに、配偶者等からの暴力（DV）の問題があります。

国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」を2001年（平成13年）に制定し、その後、3度の改正を経て、暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充など、DVをなくするための取組みを強化しています。

しかしながら、DVに関する相談件数は高い水準で推移しており、2019年（令和元年）に富山県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者・パートナーからなんらかの被害を受けた女性の割合は、30.0%に上っています。引き続きDV防止と被害者の保護・自立支援に取り組んでいく必要があります。

また、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は心理的虐待にあたります。DV被害を受けている人が加害者への恐怖心などから、子どもに対する暴力を抑止できなくなる場合もあります。国は児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護がされるよう、2019年（令和元年）に4度目となる配偶者暴力防止法の改正を行い、被害者の保護のために相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、保護の対象である被害者に同伴する家族も含めることとしました。

○SDGs（エス・ディー・ジーズ）の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標、169のターゲットから構成され、その目標の1つに「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」があります。ジェンダー（gender）とは社会通念や慣習の中で「男は〇〇」「女は●●」など、社会的・文化的に形成された性別のことです。

SDGsが採択された後、国は2016年（平成28年）に総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、SDGsの達成に向けた取組みを進めており、働き方改革や女性の活躍を推進しています。

○新型コロナウイルス感染症と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、とりわけ女性に深刻な影響を与えています。

経済面では、女性の割合が高い非正規労働者、サービス業等が強く影響を受けたことから、女性の雇用、所得への影響、経済的困窮に陥るひとり親家庭の増加が危惧されています。生活面では、DVや性暴力の増加・深刻化、学校の休校等による女性への家事・子育ての負担増加が懸念されています。さらに、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化し、女性の健康や尊厳に関わる重要な問題となっています。

一方、オンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっています。テレワークは、時間を有効に活用でき、働く場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にします。地方移住の関心が高まっている中で、地方の経済活性化のチャンスとなり得るとともに、男性の家事・育児等への参画を促す好機にもなっています。

2 男性にとっての“男女共同参画”

○男らしさの鎧

女性が生き方や能力発揮の機会に制約を受けているとすれば、その裏返しとして、男性もまた「男らしさの鎧」に縛られ、人生を自由に選択できないのではないかとの疑問が、男性自身からも起こり始めています。「男はこうあるべきだ」「男は弱さをみせてはいけない」というように、男性であるがゆえに窮屈な思いをしてはいないでしょうか。

「男の子は泣いてはいけない」という言葉に代表されるように、男性は幼年期からずっと感情を表に出さず、抑圧することを学び、幼少期から過剰な競争へと駆り立てられることによって、ストレスをため込んだり、家庭を持てば一家の大黒柱として、一人で家庭を支えていかなければならないという重責を背負ってきました。

仕事中心の生活が続くと、人間関係は仕事上の関係中心に偏りがちで、プライベートな人間関係を築くことが阻害されたり、家庭や地域活動からも遠ざかってしまうなど、自分らしく生きることがしばしば困難になってきています。

○「仕事と生活の調和」

勤労者世帯の過半数が共働き世帯になっているなかで、女性だけでなく、男性も家庭の中で家事・育児などの役割を担い、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりが求められています。男性の約3割が育児休業をとりたいと考えている一方で、実際の取得率は12.65%（令和2年度雇用均等基本調査 厚生労働省）に過ぎず、男性が子育てや家事に費やす時間についても極めて低い水準にとどまっています。

男性が家事や子育てに関わるできないことは、男性の希望がかなえられないばかりでなく、女性に家事や子育ての大きな負荷がかかることにより、女性の継続就業を困難にするとともに、第二子以降の出産意欲を減退させ、少子化の原因ともなっていると指摘されています。男性の、仕事も家事・育児も両立したいという希望に応えるとともに、女性が安心して働き続けるためには、男性の両立を促進することが必要です。

令和4年4月以降、改正育児・介護休業法が順次施行され、10月からは「産後パパ育休(出生時育児休業)の創設」と「育児休業の分担取得」が始まります。

○男性推進員の声

平成10年度から、男性にも推進員をお願いするようになりましたが、男性推進員が共に活動するようになったことで、①男性推進員自身が、男女共同参画に関する問題を身近に感じるようになった、②配偶者からはあまり聞く機会のない、女性の本音、男性の本音を、活動の中で聞くことができた、③男性のネットワークを活用して、啓発の対象者の範囲を広げられた、などのよい変化があったと聞いています。

男性推進員の方々には、ご自身の生き方を一度見直すためにも、推進員活動の活発化のためにも、ひいては、よりよい地域づくりのためにも、ぜひ、積極的な活動をお願いします。

3 男女共同参画に関するQ&A

—家庭、職場、学校、地域などにおける男女共同参画について考えてみましょう—

家庭で

Q&A 家事は女性の方が得意？

女性がみんな、家事が好きで喜んでやっていると考えている人がいたら、それは幻想です。家事が苦手な女性もいれば、得意な男性もいます。

家庭生活を営む上で、男性にとっても女性にとっても家事は基本的で大切な仕事です。お互いに協力しあい、生活面での自立をはかりましょう。

Q&A 男女共同参画は「男らしさ」、「女らしさ」を否定する考え方？

男女共同参画は、個人がその内面において何を「男らしさ」、「女らしさ」と考えるかについて関与しようとするものではなく、また、伝統や文化などを否定しようとするものでもありません。

「男らしさ」、「女らしさ」という型に安易にとらわれることなく、一人一人の個性を尊重し、多様な選択を認め合い、個人の能力を十分に発揮できるようにすることが重要です。

Q&A 子どもは母親が育てるのが一番？

女性には生まれつき母性が備わっているから、子どもは母親が育てるのが一番いいと思いませんか？「子育ては母親の責任」という考え方は、母親の育児ストレスや、父親との関係の希薄化などさまざまな問題を生み出しています。

女性は、子どもを腕に抱いた日から初めて母親としての成長を始めるのです。父親だってスタートの条件は同じです。ふたりで子育ての責任を担い、子育ての喜びをともに分かち合いましょう！

Q&A ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。富山県の調査(R1)では、約3人に1人の女性が、「『なぐる、蹴る』、「人格を否定するような暴言』、「生活費を渡さない』など何らかのDV被害を受けたことがある」と答えています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題となっています。

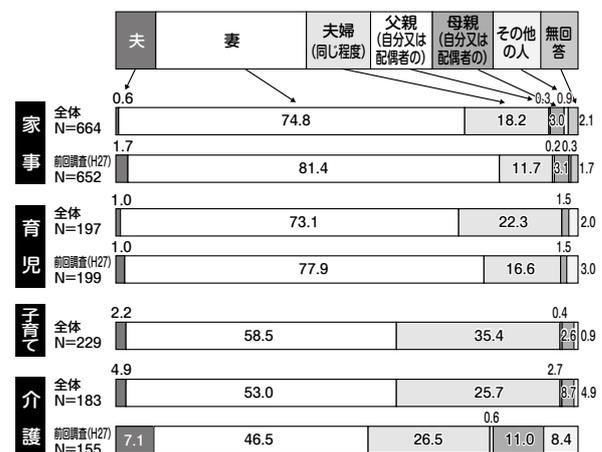
Q&A 介護は女性の方が適してる？

高齢の親の介護などは女性のほうが適していると思込んでいる人は多いようです。

でも、力を必要とすることもあり、代わってくれる人がいなかったり、介護に携わる方々は、切実な悩みをかかえています。

介護は女性だけであるものではありません。家族みんなでのお世話をしたほうが、介護を受ける方も嬉しいはず。大切な家族のために、みんなで支えあいましょう。

家庭における家事、育児、子育て、介護の役割分担状況



「令和3年度富山県男女共同参画社会に関する意識調査」より

学校で

Q & A 女子は文科系？男子は理科系？

「女子は文科系、男子は理科系」と決めつけてはいないでしょうか。

また、「女の子だから短大までいい」とか「地元の学校に」と思ったことはありませんか。

性別ではなく、将来自分のやりたいことができるように、進路を考えてみましょう。

Q & A 男性の仕事？女性の仕事？

将来の職業について考えるとき、従来男性（女性）が就くことが多いなどの職業のイメージが影響を与えているということはありませんか。男性の保育士さんなど女性（男性）の多い職場で働いている男性（女性）もいます。性別にとらわれない職業選択について考えてみましょう。

Q & A 生徒会長は男子？

生徒会、学級会、部活動などで、生徒会長や委員長は男子、女子は副会長というケースはまだまだ見うけられます。「リーダーは男子がふさわしい」とか「女子がでしゃばると嫌われるかも」という思い込みがあるのでしょうか。

でも、適任者がポストについた方が、成長するはず。学校生活を充実したものにするために、女子も男子も共に参画することが大切です。

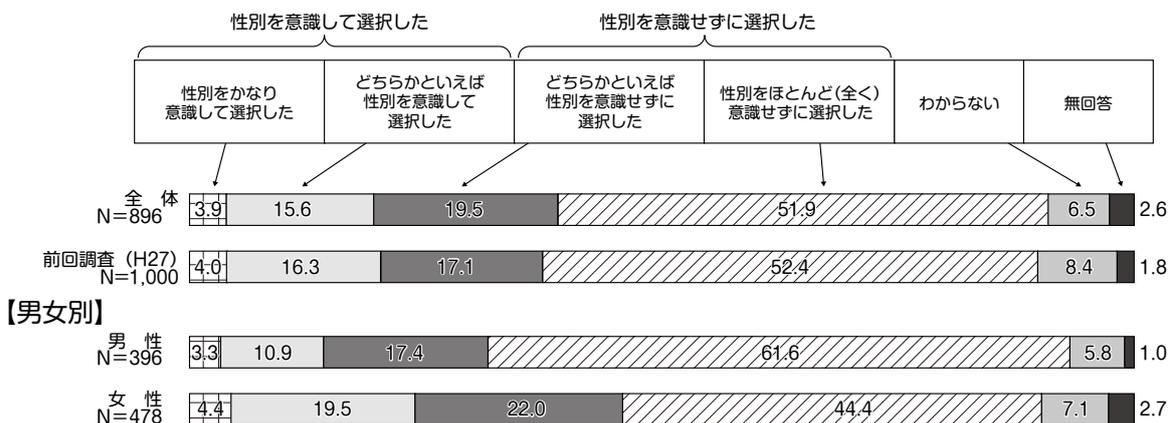
Q & A 家庭科を学ぶ意味は？

いまや家庭科は男女の必修科目です。

家庭科は、将来、積極的に家庭の運営にかかわっていくために、生活についての知識や技術を学ぶ大切な教科です。

女子も男子も共に学び、生活を営む力を身につけましょう。

進路・職業選択時の性別意識



「令和3年度富山県男女共同参画社会に関する意識調査」より

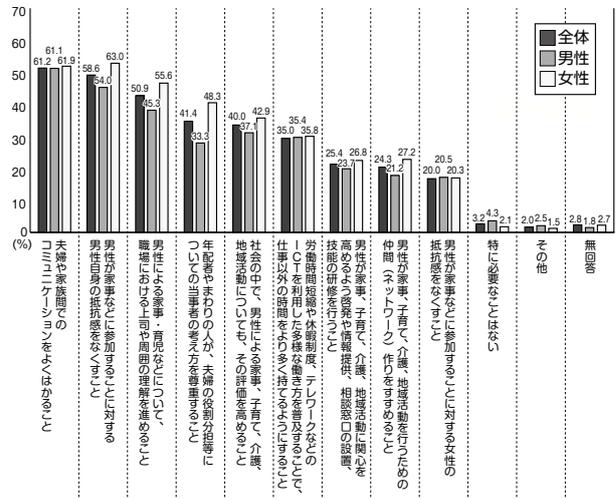
地域で

Q & A 自治会長は男性？

自治会、町内会、PTA。女性が日常のこまごまとした活動では中心となっても、いざトップとなると男性が選ばれるということはありませんか。

地域を思う気持ちに男女で違いはありません。男女にこだわらず、その気持ちの強い人を選んでみてはいかがでしょうか。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



「令和3年度富山県男女共同参画社会に関する意識調査」より

Q & A 男性は忙しくて地域活動ができない？

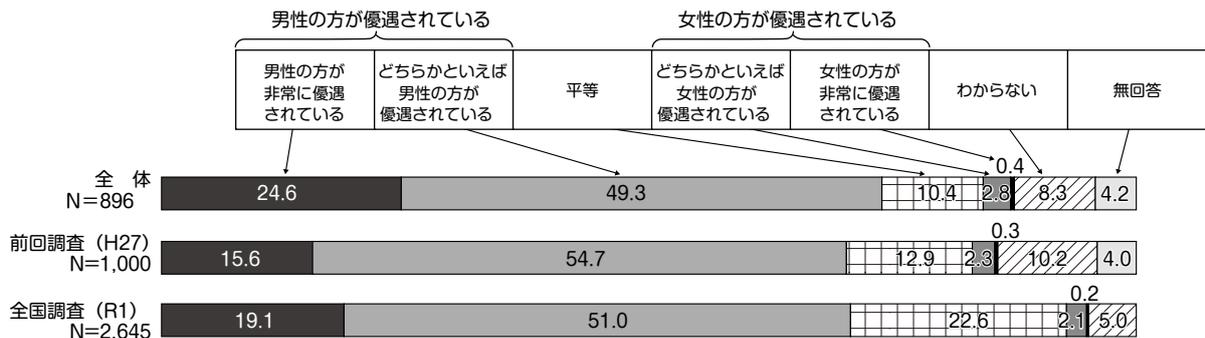
「男性は仕事中心の生活が当たり前」と思っていますか。暮らしやすく活力ある地域社会をつくるには、男性、女性を問わず住民の積極的な参画が重要です。豊かな生活をおくるためにも、趣味や地域活動、ボランティア活動などへの取組みを少しずつはじめてみましょう。また、周囲の人々や社会全体の意識改革も必要です。

Q & A ボランティア活動は誰がする？

ボランティア活動というと、時間のある人がするもので、自分には関係ないと思っている人も多いのではないのでしょうか。

ボランティア活動は人の役に立ちながら自分を高める貴重な活動です。また、忙しい中から時間を作って活動している人が多いのです。

社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感



「令和3年度富山県男女共同参画社会に関する意識調査」より

職場で

Q & A お茶やコーヒーは誰が入れる？

お茶やコーヒーを入れたり、職場の掃除などをしたりするのは女性の仕事だと思いませんか。

「補助業務は女性」という性別による役割の固定化がここにも見受けられます。職場においても女性と男性は対等なパートナーです。自分のお茶は自分で入れましょう。

Q & A 女性の部下には厳しくなれない？

仕事に誇りを持って働く女性、職場で精一杯力を発揮しようとする女性からは、「上司が男性部下と同じように鍛えてくれない」という声が時々聞かれます。人口減少による人材不足が進むなか、女性も貴重な戦力です。育てようとする人材には、男女問わず、同じように指導するように心がけましょう。

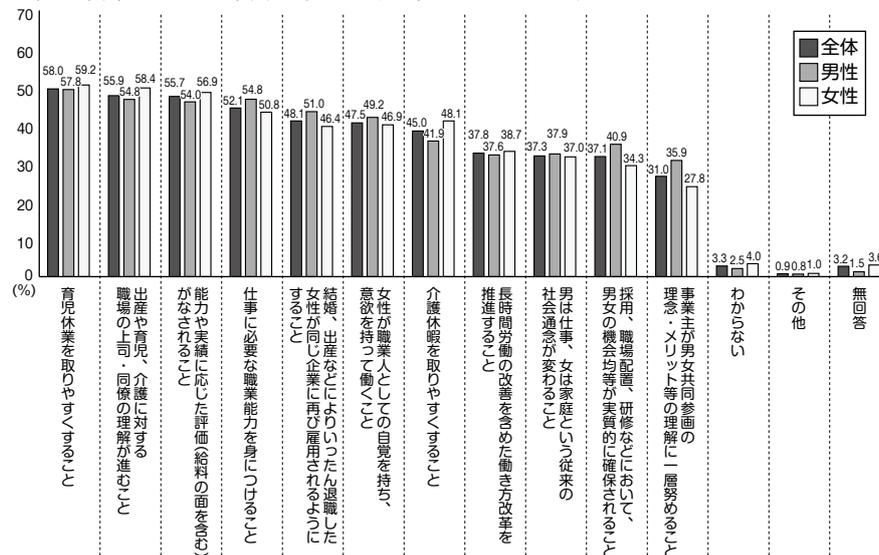
Q & A セクハラの世界線は？

職場においてセクハラと判定されるかどうかのポイントは、その行為を受けた女性（男性）が不快と感じるかかどうかです。セクハラのない職場にするために、お互いの人格を尊重し合い、お互いが大切なパートナーであるという意識をもつことが大事です。

Q & A 政治の分野への女性の参画の意味は？

国や地方における女性議員の比率は、諸外国と比較すると、まだまだ少ないのが現状です。法律や社会制度は、男女双方の側から意見を出し合い、よりよいものに整えていく必要があります。そのためにも、多様な背景をもつ男女が政治の分野に参画し、新たな発想や価値観を生み出していくことが必要です。

女性が職業人として職場で能力を発揮するために重要なこと



「令和3年度富山県男女共同参画社会に関する意識調査」より

職場で

Q & A 育児休業を活用している？

県の令和3年度調査における育児休業の取得率については、女性が98.8%、男性が8.8%となりました（令和3年度富山県賃金等労働条件実態調査）。一見、女性の多くが育児休業を活用しているように感じますが、別の調査ではフルタイム勤務者の48.3%が第1子出産後にフルタイム勤務を辞めています（富山県「平成29年子育て支援サービスに関する調査」）。また、育児休業や介護休業を利用する男性も、まだまだ少ないのが現状です。男性・女性にかかわらず、育児・介護休業がとりやすい環境を作っていくことが必要です。

Q & A なぜ男性の育児時間が少ないの？

育児期の男性の労働時間は大変長くなっています。子どもが生まれて仕事と子育てを両立したいと希望しても、現実には両立できない人も多いのです。男女がともに仕事と子育ての両面を大切にできるよう、男性も含めた働き方の見直しや様々な両立支援策を一層進めていくことが重要です。

Q & A 女性が働くと少子化が進む？

本当にそうでしょうか？

少子化は様々な原因によってもたらされており、女性が働くこと自体が少子化に直結しているとは言えません。

なお、労働力率と出生率は、どちらかが上がれば他方も上がるという固定的な関係でなく、両者に関係する社会環境（施策、制度、価値観等）があるとみられています。

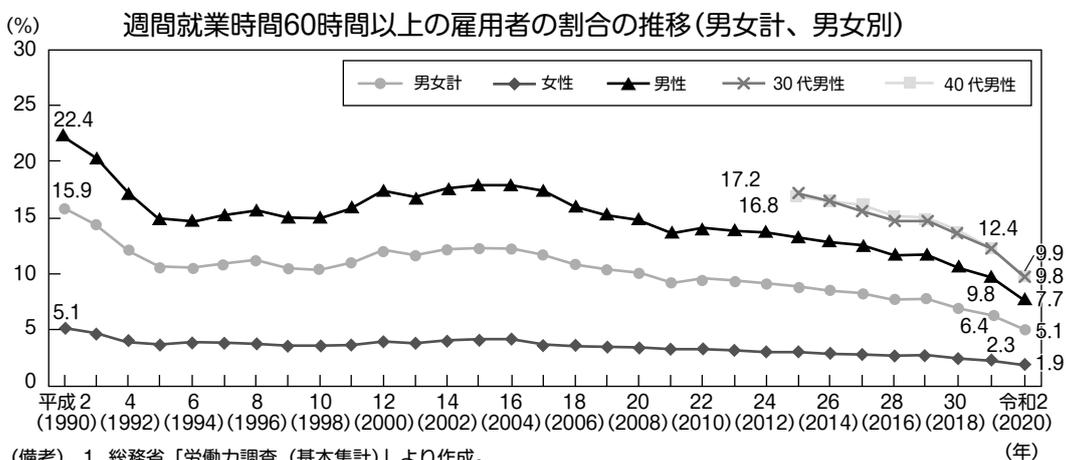
Q & A 子どもが病気のと、誰が休む？

子どもが朝、熱を出した！共働きの核家族にとっては深刻な問題です。母親が休んで父親が出勤。母親の職場では「だから女性は…」とささやかれることがあるかもしれません。

子どもに関して責任は平等。よく話し合って決めましょう。職場の人の理解も必要です。保育園などで子どもが発熱した時の緊急連絡先を父親にする「ヒーローコール」といった取り組みも必要です。

また、お近くに「ファミリーサポートセンター」がないでしょうか。一度確認してみましょう。

女性が働き続けようとすると、「仕事も家庭も」という大きな負担をかかえがちです。女性の能力を社会で活かすには、家庭の中の男女共同参画が不可欠です。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
2. 非農林雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

「令和3年版男女共同参画白書」内閣府より

○無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

11 頁から 15 頁の「男女共同参画に関する Q&A」で見てきたような疑問は、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)によって生まれたものかもしれません。

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)とは、誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境、所属する団体の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定概念となっていくものを指します。

「子どもは母親が育てるのが一番」「女子は文科系、男子は理科系」「自治会長は男性」「補助業務は女性」といったような考え方は、日常や職場にあふれている無意識の思い込みのごく一例です。

このような思い込みは、誰しもが持っているもので、それ自体が必ずしも悪いということではありません。

ただ、自分の先入観や思い込みによって無意識にした発言や行動が、受け取る相手によっては否定的に捉えられ、相手を傷つけたり、ストレスを与えたりする場合があります。

また、無意識な思い込みによる影響は自分自身においても適用される場合があります。「私は子育て中だからリーダーにはなれない」「私は結婚していないから出世ルートを進まなければならない」といったような思い込みは、自身の可能性を狭めてしまうことにつながりかねません。

無意識の思い込みは、無意識であるがゆえに完全にとりはらう、ということは非常に難しいです。ただ「このような思い込みがありうる」と知り、意識をすることで、物事を多様な視点から見ることができたり、行動や発言の前に一歩踏みとどまって考えることができたりと、変化をもたらすことができるといわれています。

以下は内閣府男女共同参画局の「無意識の思い込みチェックシート・事例集」です。ぜひチェックしてみてください。

HP アドレス:https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html



1 国際的な取り組み

国連は、女性の地位向上のため世界的規模の行動を行うことを目的に、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」としました。この年、メキシコで「平等、開発、平和」をテーマに「**国際婦人年世界会議**」が開かれ、メキシコ宣言と「世界行動計画」が採択されました。また、国際婦人年の目標達成の努力を継続するため、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「**国際婦人の十年**」としました。

1980年（昭和55年）デンマークのコペンハーゲンで「国連婦人の十年」中間年世界会議が開かれ、「**女子差別撤廃条約**」の署名式も行われました。

その後、1985年（昭和60年）ケニアのナイロビで「国連婦人の十年」最終年世界会議が開かれ「**ナイロビ将来戦略**」が採択されました。「国連婦人の十年」の目標達成のため、「世界行動計画」の趣旨を西暦2000年まで延ばし、女性の地位向上のために各国がとるべき具体的措置が提示されました。1990年（平成2年）には、国連経済社会理事会において「**ナイロビ将来戦略勧告**」が採択されナイロビ将来戦略の実施ペースを早めるための課題が提案され、各国が国内の計画に取り入れる努力を行うことが要請されました。

そして、1995年（平成7年）中国・北京において、これまで3回の女性会議の成果をふまえ、「ナイロビ将来戦略」の目標の成果を見直し、評価するとともに、西暦2000年に向けての「行動綱領」を採択するため、「**第4回世界女性会議**」が開催され、並行してNGOフォーラムも開催されました。政府間会議には190か国、約1万7,000人が参加し、またNGOフォーラムには日本から参加した約5,000人（富山県から213人）を含む約3万1,000人が参加するという、大規模な会議となりました。

この会議では、「女性の人権」が焦点となり、女性の地位向上のためのキーワードとして「エンパワーメント」の重要性が強調されました。また、女性と男性、政府とNGOのパートナーシップが女性問題の解決に必要不可欠であることが示され、今後の女性問題への取り組みのための決意表明である「**北京宣言**」と2000年までにとるべき行動の指針である「**行動綱領**」が採択されました。

さらに、2000年（平成12年）6月には、ニューヨーク国連本部において、国連特別総会「**女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和**」が開催されました。

この会議では、第4回世界女性会議（1995年北京）において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の目的と目標の達成への決意を表明する「**政治宣言**」と、今後の戦略について記した「**北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ**」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

「成果文書」は、「行動綱領」の更なる実施にむけて各国の行動指針の参考となる文書ですが、女性への暴力に関する取り組みが多く提案されたこと、固定的な性別役割分担意識に基づく行動の解消のための男性及び少年向けの取り組みの推進が挙げられたこと、健康上の問題へのジェンダーの視点に立った政策の実施が盛り込まれたこと、などが特徴的です。

そして、第4回世界会議（北京会議）から10年という節目を迎えた2005年（平成17年）2月～

3月には、ニューヨーク国連本部において、第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）が開催され、「北京行動綱領及び女性2000年会議成果文書に関する実施状況の評価」、「女性及び女性の地位向上及びエンパワーメントのための新たな課題及び将来戦略」等につき論議が行われました。

また、2006年（平成18年）6月には、東京において、第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合が日本の主導により開催され、「東京閣僚コミュニケ」が採択されました。

その後、2010年（平成22年）「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」、2015年（平成27年）に「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催され、北京宣言と行動綱領の実施の確認等が協議されました。

2015年（平成27年）に開催された国連サミットでは、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダにはSDGs（持続可能な開発目標）として2030年までに達成すべき17の目標が記載されており、目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女性の能力強化を行う」ことが掲げられています。2016年（平成28年）に開催されたG7伊勢・志摩サミットでは「女性の能力開花のためのG7行動指針」が採択され、「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」が立ち上げられました。

2 国における取組み

1975年（昭和50年）の国際婦人年世界会議終了後、政府は女性行政への我が国の取組みの中核として10省庁からなる婦人問題企画推進本部（本部長・内閣総理大臣）を設置するとともに、民間有職者を委員とする婦人問題企画推進会議を設置し、1977年（昭和52年）には今後10年間の我が国の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。

この国内行動計画は、政治・教育・労働・健康・家庭生活等に関して、憲法が保障する一切の国民的権利を女性が男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女が共に参加することが必要であるという基本的な考え方に立って、これを実現するための社会環境づくりを進めるためのものでした。

具体的には、1980年（昭和55年）に民法改正による配偶者相続分の引上げ、1984年（昭和59年）には国籍法改正による国籍取得の際の父母両系主義の採用、1985年（昭和60年）には「男女雇用機会均等法」などの法制面での成果がみられるなどの国内法の整備を経て、同年に「女子差別撤廃条約」が批准されました。

さらに、ナイロビ会議等を受け、1987年（昭和62年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」が策定されました。この計画では、男女の固定的な役割分担意識を解消し、女性の社会参加のための社会条件整備を行うことにより、女性の能力の十分な発揮を図り、男女が共に社会の発展と安定に貢献できる「男女共同参加型社会の形成をめざす」ことを総合目標にしています。

1991年（平成3年）には、21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に参画することが不可欠であるという基本的な認識の下に、総合目標の「共同参加」を「共同参画」に改め、男女共同参画社会の形成をめざす「新国内行動計画の第一次改定」を行いました。

また、1994年（平成6年）に内閣に男女共同参画推進本部が設置されるなど、男女共同参画社会づくりに向けての施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的に推進体制が整備されました。

さらに、北京宣言と行動綱領の内容を国内施策へ取り入れていくため、男女共同参画審議会において取りまとめられた「**男女共同参画ビジョン**」（1996年（平成8年）7月答申）を踏まえて、1996年（平成8年）12月に「**男女共同参画2000年プラン**」が策定されました。

そして、1999年（平成11年）6月には男女共同参画社会を形成することを21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけた「**男女共同参画社会基本法**」が公布、施行されました。これを受けて、2000年（平成12年）12月に、「**男女共同参画基本計画**」が策定され、国の施策の大綱とその推進に関する事項が示されました。

また、2001年（平成13年）1月の中央省庁改革により、内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、これまでの男女共同参画審議会を発展させて、男女共同参画会議が設置されるなど、総合的な法制度や体制が強化されています。

2000年（平成12年）に策定された「男女共同参画基本計画」については、期間中の取組みを評価・総括し、2005年（平成17年）12月に「**男女共同参画基本計画（第2次）**」が策定され、2010年（平成22年）12月には、実効性のあるアクション・プランとして「**第3次男女共同参画基本計画**」が策定されました。

さらに、女性に対する暴力への対応が国の重要な課題のひとつとして取り組まれており、2001年（平成13年）4月には、「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）**」が公布、一部施行、2002年（平成14年）4月に完全施行されました。また、2007年（平成19年）の法改正では、生命・身体に関する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話、ファクシミリ、電子メール等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令などが盛り込まれ、2013年（平成25年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。そして、2019年（令和元年）6月には、配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、保護の適用対象に被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

このほか、2003年（平成15年）7月には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責任を明らかにした「**次世代育成支援対策推進法**」が10年間の時限立法として公布・施行されました。これにより、2005年（平成17年）4月から、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は労働者の仕事と子育ての両立を図るための計画である「**一般事業主行動計画**」を策定することが義務付けられました。また、2014年（平成26年）4月の改正により、法律の有効期限が延長されるとともに、2015年（平成27年）4月からは常時雇用する労働者が101人以上の事業主に一般事業主行動計画の策定が義務付けられています。さらに、2015年（平成27年）7月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**」が施行されました。これにより、2016年（平成28年）4月からは常時雇用する労働者が301人以上の事業主には女性の活躍を推進するための取組みが記載された「**一般事業主行動計画**」の策定が義務付けられました。また、2019年（令和元年）6月の改正法により、2022年（令和4年）4月からは一般事業主行動計画の策定義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されています。

また、女性活躍推進法の成立を受け、2015年(平成27年)12月に策定された「**第4次男女共同参画基本計画**」では、女性の活躍推進のため男性中心型労働慣行等の変革が強調されています。

2017年(平成29年)3月には、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備など9の柱建てからなる「**働き方改革実行計画**」が働き方改革実現会議において決定されました。働き方改革実行計画に基づき、労働政策審議会での議論を経て、2017年(平成30年)7月には、「**働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律**」が公布され、2019年(平成31年)4月から時間外労働の上限規制が導入されるなど、順次施行されています。2018年(平成30年)5月には、議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すという基本原則を掲げた「**政治分野における男女共同参画推進法**」が成立しました。

そして、2020年(令和2年)12月には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」に基盤となることを目指した「**第5次男女共同参画基本計画**」が閣議決定されています。

3 富山県における取組み

(1) 男女共同参画の歩み

富山県での男女共同参画の取組みは、国際婦人年の十年中間年の1980年(昭和55年)4月に男女共同参画の総合窓口として、生活環境部に婦人青少年課を設置したことに始まります。翌1981年(昭和56年)5月に女性の地位向上と福祉増進のための指針として「**婦人の明日をひらく富山県行動計画**」を策定しました。この計画は、目標年次である1985年(昭和60年)には、県の審議会に占める女性委員の比率が10%を超えるなど、一定の成果を収めました。

その後、社会の様々な変化に対応するため、1987年(昭和62年)「**21世紀をめざすとやま女性プラン**」、1992年(平成4年)「**新とやま女性プラン**」、1997年(平成9年)「**とやま男女共同参画プラン**」と、見直しを重ねながら計画を進めてきました。

また、男女共同参画社会をめざす活動拠点として、1997年(平成9年)に**富山県民共生センター「サンフォルテ」**を設置しました。サンフォルテでは、男女共同参画を進めるための各種講座、情報提供、ネットワーク事業などを実施しています。

2001年(平成13年)4月には、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざすため「**富山県男女共同参画推進条例**」を施行しました。

そして同年11月に、これまでの取組みを発展させる行動計画として、また、「男女共同参画社会基本法」や「富山県男女共同参画推進条例」に基づく県の基本的な計画として「**富山県民男女共同参画計画一ともに輝く共生プラン**」を策定しました。

2006年(平成18年)3月には、男女が互いの人権を尊重し、配偶者からの暴力のない社会の実現をめざして、「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画**」を策定し、2009年(平成21年)3月と2016年(平成28年)3月にそれぞれ見直しを行い、さらに2021年(令和3年)3月には3度目の見直しにより、「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)**」を策定しました。

2007年(平成19年)2月には2001年(平成13年)11月に策定された「富山県民男女共同参画計画」を見直し第2次計画を、2012年(平成24年)3月には第3次計画を策定しました。その後2018年(平成30年)には、国において策定された第4次基本計画における基本的な考え方をふまえるとともに、県民意識の変化など近年の経済社会情勢の変化に対応し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた関係施策

を総合的かつ効果的に展開していくため、「富山県民男女共同参画計画（第4次）」を策定しました。この「富山県民男女共同参画計画（第4次）」は、女性活躍推進法第6条第1項に基づく県の推進計画に位置付けられています。

2006年（平成18年）2月には、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画として「未来とやま子育てプラン」を策定しました。2010年（平成22年）3月、2015年（平成27年）3月と見直しを行い、2020年（令和2年）3月には、子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会をめざす「次世代につなぐとやまっ子みらいプラン」を策定しています。

そして、2022年（令和4年）3月には、県内企業において女性活躍を推進するための「富山県女性活躍推進戦略」を策定し、中小企業等において女性が活躍しやすい職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援するため、「とやま女性活躍企業」認定制度を創設しました。

県では、今後、これらの計画に基づき、富山県民共生センター「サンフォルテ」の活用や富山県男女共同参画推進員の皆さんの協力を得ながら、男女がともに責任と喜びを分かち合い、いきいきと活躍できる男女共同参画社会をめざしていきます。

（2）男女共同参画の推進体制

県では、男女共同参画の目標を達成するために、次のような仕組みで総合的かつ効果的な施策の推進に努めています。

ア 総合的な窓口は女性活躍推進課

男女共同参画に関する総合的な質問、相談などは富山県 女性活躍推進課までお問い合わせください。

イ 総合調整を図るための「富山県男女共同参画推進会議」

庁内の各部局で実施している男女共同参画社会の実現に向けた施策を、総合的かつ効果的に進めるために、「富山県男女共同参画推進会議（座長：副知事、委員：各部署長）」を設置しています。

ウ 県民の方々の意見をいただく「富山県男女共同参画審議会」

富山県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進に関する諮問機関として「富山県男女共同参画審議会」を設けています。この審議会は有職者の方々20名をメンバーとし、男女共同参画の推進と男女共同参画社会の実現に向けての関係施策のあり方について調査審議しています。

エ 富山県男女共同参画推進員制度

男女共同参画計画の普及・啓発や男女が共に参画する地域活動を推進するため皆さんにお願いするものです。また、地域の皆さんに、男女共同参画に関する問題を自分の問題として取組んでいただくために、推進員の皆さんには、地域の様々な個人、グループ、団体によるネットワークが形成されるよう、その「コーディネーター」役をお願いします。

オ 市町村との連携を進める

男女共同参画社会の実現のためには、住民に密着した行政を行っている市町村の役割が極めて重要であり、市町村における男女共同参画の取組みに協力し、相互に連携を取りながら、総合的な施策の推進に努めています。

4 富山県民共生センターにおける取り組み

(1) 設立の目的

富山県民共生センター「サンフォルテ」は、男女がともに自立し協力しあい、女性や男性をとりまく問題の解決に進めながら、自己啓発をはじめ積極的な社会活動への参画を促進し、県民みずからが主体的に、男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点として設置されました。

(2) 施設の概要

平成9年4月に、JR富山駅北の湊入船町に開館しました。

主な施設としては、ホール（350人収容）、生活体験実習室（介護・工作・料理）、ミーティングスペース、団体交流室、団体ロッカー、多目的スタジオ、交流サロン、相談コーナー、チャレンジ支援コーナー、託児室、図書室、研修室等が設けられています。また、県消費生活センター、県不妊専門相談センター、県女性健康相談センター、ハローワーク富山マザーズコーナー、女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）等が入居しています。

(3) 事業の展開

男女共同参画を推進するため以下のとおり様々な事業を展開しています。

①男女共同参画推進に関する相談

相談員を配置し、女性問題、男女平等に関する相談をはじめ、女性・男性の生き方、家族、人間関係、育児・介護・健康等に関することなど様々な相談に応じます。

②男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供

ホームページやサンフォルテだよりの発行、図書室の運営により、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、情報を読み解き活用する力を身につけるための情報読み解き講座を開催するなど、様々な情報活動を支援します。

③男女共同参画の推進に関する調査研究

富山県民共生センターの登録団体との協力により、男女共同参画を妨げる要因の把握や男女共同参画の現状について調査・研究を行います。

④男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研究会等の開催

固定的性別役割分担にとらわれない生き方に関する講座などを開催します。

⑤男女共同参画の推進に資する活動を担う人材育成

男女共同参画の視点に立って活動をするために必要な資質の向上のための講座や、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するための地域リーダーを養成する講座などを開催します。

⑥男女共同参画の推進に関する活動を行う個人及び団体相互の連携促進に関する業務

県民共生センターを拠点に活動するグループ・団体等によるネットワークづくりを支援するサンフォルテフェスティバルなどのイベントや、男女共同参画について、フリートークを通じて参加者同士の交流を深める講座などを開催します。

⑦就業支援事業

働く女性のネットワークづくりや能力開発のための講座、就業支援技術講習などを開催します。

サンフォルテ ホームページ <https://www.sunforte.or.jp/>

IV

男女共同参画の推進体制

